

平成31年度 事業計画 (案)

(基本姿勢)

栃木県交通安全協会は、交通ルールに関する教育及び普及啓発事業等を通じて、栃木県内における交通安全道徳の向上、交通事故防止等に努め、もって、道路における交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的として、平成31年の交通事故死者数の抑止目標を90人以下とする「平成31年度 栃木県交通安全県民運動計画」(栃木県交通安全対策協議会策定)に基づき、交通安全諸対策を関係機関・団体と連携して積極的かつ効果的に推進する。

第1章 交通安全対策

第1 交通安全対策推進重点事項

平成30年中の交通事故は、発生件数、負傷者数とも15年連続で減少したが、死者数にあっては、前年比6人減の89人であった。

死者数のうち、全体に占める高齢者数の割合は、依然として6割を超えている。

事故形態別に見ると、人対車両では、横断歩道以外を横断していた高齢者が事故に遭っており、死者全員が反射材を着けていなかった。車両相互では、正面衝突と車両単独による事故死者が増加し、四輪乗車中の事故死者の内、4割以上がシートベルト非着用であった。

当協会としては、これらの実態を踏まえて、子どもや高齢者の交通事故防止、飲酒運転等悪質・危険運転の根絶、原則ハイビームの徹底、シートベルト・反射材の着用、交通安全教育の充実等に重点を指向した交通安全対策を推進する。

1 子どもや高齢者の交通事故防止対策

- (1) 「子どもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」の浸透・拡大及び毎月3日(休日のときはその前後)の「子供や高齢者を交通事故から守る日」の啓発活動を推進する。
- (2) 児童・生徒等に対する自転車の実技指導、自転車シミュレーターを活用やスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の開催、支援を推進する。
- (3) 各種の広報媒体を通じて、交通マナーアップを習慣として定着できるようにするとともに、「スピードダウン」等の実践を継続的かつ強力に呼び掛ける。
- (4) 高齢者に対する自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室や自転車利用中の被害軽減及び交通安全意識の高揚を図るため、自転車ヘルメットの普及促進活動を推進する。
また、交通安全教育車(マロニエ号)の利用促進を図る。
- (5) 申請による運転免許証返納制度や運転経歴証明書についての広報など、高齢運転者の支援を推進する。
- (6) 加齢に伴う身体機能の変化を自覚させる参加・体験・実践型のドライビングスクールや講習会を開催すると共に、高齢運転者による「3S運転」を推進する。
- (7) 地域交通安全活動推進委員や高齢者交通安全等アドバイザーによる高齢者世帯への訪問指導や高齢者関連施設等におけるワンポイントアドバイスを推進する。

(8) 高齢運転者の交通事故を防止するため、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技术を活用した「安全運転サポート車」の普及広報を推進する。

2 前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底対策

(1) あらゆる広報媒体を活用して、「前照灯の早期点灯・原則ハイビーム」の実践と「ライト4(フォー)運動」(10月1日から2月29日まで)を推進する。

(2) 夕暮れ時から夜間に外出する歩行者等に対し、反射材の効果的な着用や取り付けを推進する。

(3) 交通安全施設(カーブミラー、夜行反射板等)の点検整備を推進する。

3 飲酒運転等悪質・危険運転の根絶対策

(1) 広く県民に、飲酒運転の悪質性、危険性及び飲酒運転による交通事故の悲惨さについて広報・啓発し、飲酒運転の根絶を推進する。

(2) 「ハンドルキーパー運動」の普及促進など、飲酒運転を許さない社会環境づくりと飲酒運転根絶機運の醸成を推進する。

(3) 暴走族を許さない社会環境づくりのための広報啓発活動を推進する。

4 自転車利用者に対する交通事故防止対策

(1) すべての自転車利用者に、自転車は車両であることの周知徹底を図る。

(2) 「自転車安全利用5則」の周知徹底を図る。

(3) 毎月8日(休日のときはその前日)の「自転車安全利用強化の日」は、子どもや保護者、高齢者を対象とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

(4) 自転車の定期的な点検を呼び掛け、TSマークの普及を図る。

5 シートベルト等の着用徹底対策

全席全員シートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用を促進するため、被害軽減効果を実感させる広報啓発活動及び毎月25日(休日のときはその前後)の「シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日」における街頭活動を推進する。

6 安全な交通環境対策

交通事故多発交差点、カーブ、通学路、その他の危険箇所における交通事故防止対策を積極的に推進する。

7 関係機関・団体等との連携

栃木県、栃木県警察本部を始め交通安全に係わる行政、民間団体等と緊密に連携し、地域の交通事故の実態に応じた効果的な交通安全活動を組織的、継続的に推進する。

第2 交通安全に関する広報・啓発活動

1 栃木県交通安全県民運動の効果的推進

栃木県、栃木県警察本部及び交通安全を推進する関係機関、団体と緊密に連携し、各種の交通安全運動等を主催(協賛)し、これを広く県民に周知させるため、新聞、テレビ、ラジオによる広報に努めると共に、広報車、交通安全教育車の効果的な運用及び横断幕、懸垂幕の掲出、パンフレット、チラシの配布等により、交通安全思想の普及、啓発を図る。

(1) 重点的に取り組むべき運動

① 高齢者交通事故防止運動

② 子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動

- ③ 前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底運動
- ④ 飲酒運転根絶運動
- (2) 年間を通じて取り組む運動
 - ① 「マナーアップ！あなたが主役です」運動
 - ② 自転車安全利用促進運動
 - ③ 交通事故「0」宣言運動
 - ④ シートベルト・チャイルドシート着用運動
- (3) 平成31年 交通安全スローガンの普及・啓発
 - ア 全国交通安全年間スローガン
 - (ア) 運転者（同乗者を含む。）へ呼びかけるもの
 - チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席
 - 四輪に 無事故を足して 待つ五輪
 - 全員の ベルトのカチャリが ゴーサイン
 - (イ) 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
 - 危険だよ スマホに夢中の その君
 - 赤信号 わたったうしろに 子供の目
 - 身につける 夜道のお守り 反射材
 - (ウ) 中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの
 - とび出さない いったんとまって みぎひだり
 - ちゅういして くるまがくるかも まがりかど
 - 自転車と いつも一緒 ヘルメット
 - イ 栃木県交通安全県民運動スローガン
 - 「マナーアップ！ あなたが主役です」

(4) 各季の交通安全運動等

栃木県、栃木県警察本部及び関係機関・団体と連携し、春、秋及び年末における交通安全県民総ぐるみ運動のほか、次の運動を推進する。

- 暴走族等根絶推進強化月間
 - 6月1日（土）から6月30日（日）
- 夏の交通安全運動
 - 6月1日（土）から8月31日（土）

(5) 県民運動強化日

- ① 子供や高齢者を交通事故間から守る日
 - 毎月3日（休日のときはその前後）
- ② 自転車安全利用強化の日
 - 毎月8日（休日のときはその前後）
- ③ シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
 - 毎月25日（休日のときはその前後）
- ④ 交通事故死ゼロを目指す日（国民運動）
 - 5月20日（月）、9月30日（月）予定

2 交通死亡事故多発警報発令に伴う緊急対策

栃木県による交通死亡事故多発警報発令時には、新聞、ラジオ、テレビ、広報車、交通安全教育車による広報を実施するなどして、関係機関・団体及び地域住民一体となった交通事故防止対策を推進する。

3 各種広報媒体を活用した交通安全広報

新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、地域ミニコミ紙（誌）等の各種広報媒体を活用して、交通安全を広報する。

第3 栃木県交通安全活動推進センター事業の実施

栃木県交通安全活動推進センター（栃木県公安委員会指定）では、交通事故防止を目的として、交通安全思想と法令遵守意識の普及・啓発を図るため、次の事業（公益事業）を実施する。

1 交通安全に関する広報・啓発活動

(1) 広報紙の発行

県民の交通意識の高揚を図るために、広報紙「交通安全とちぎ」を随時発行する。

(2) 交通安全広報カレンダーの作成・配布

県民交通安全写真コンクールを実施し、優秀作品等を題材とした交通安全広報カレンダーを作成して広く県民に配布する。

(3) ホームページによる広報

インターネット・ホームページにより、当協会の活動状況等に関する資料を公開し、県民の理解と協力を求める。

(4) 交通安全教育用資器材の貸出し

ア 交通安全教育用ビデオテープ、DVD等を各地区交通安全協会、各種の交通安全推進団体、企業等に貸出し、県民の交通安全意識の普及・啓発活動を推進する。

イ 小学校に「交通安全子供自転車大会」用の各種資器材を貸出し、小学生に自転車の正しい乗り方を習得させ、交通安全意識の普及及び向上を図る。

(5) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の広報啓発

各種の交通安全教育の場を活用し、着用習慣の定着化を図ると共に、各地区交通安全協会のチャイルドシート貸出し事業を支援する。

(6) 自転車利用者に対する交通安全対策

ア 小学生に、自転車の安全走行に関する知識と技術を身に付けさせるため、「交通安全子供自転車大会」を開催し、優勝チームを全国大会に派遣する。

イ 自転車の安全な利用を推進するため、自転車利用者に対し、定期的な点検整備を呼び掛けると共に、自転車事故時における付帯保証のある「TSマーク」の普及を図る。

ウ 高齢の自転車利用者に対するヘルメット着用の普及を図る。

(7) 原付・二輪車に対する交通安全対策

二輪車の安全運転技能と交通マナーの向上を図るため、「二輪車安全運転大会」を開催する。

(8) 幼児・子どもの交通事故防止対策

交通安全教育指導員（交通安全教育車マロニエⅠ号・Ⅱ号）を、小学校、児童クラブ、幼稚園、保育所、特別支援学校等に派遣し、交通安全講話、腹話術、交通安全教育用ビデオ、交通安全教本等による交通安全教育及び自転車安全運転の指導を推進し、幼児、子どもたちに交通ルールの習得並びに交通安全意識の向上を図る。

(9) 若者の交通事故防止対策

若者による交通事故を防止するため、高校生等に対し、参加・体験型の二輪車安全運転講習会等を開催して、二輪車の安全運転技能及び交通マナーの向上を図る。

(10) 高齢者の交通事故防止対策

ア 地区交通安全協会と連携して、高齢者の交通安全意識の高揚を図ると共に、すべての運転者に対して、子供や高齢者に優しい3S運動の実践を促すため、新聞、ラジオ、テレビ等による広報や街頭広報活動を推進する。

イ 交通事故防止及び交通安全思想の普及・啓発を目的に、高齢者交通安全指導員としての意識の涵養と高齢者宅訪問活動を効果的に実施できるように、地区交通安全協会女性部連合会が主催する高齢者交通安全指導員研修会の開催を支援する。

ウ シルバードライバークラブ、老人会等と連携し、マロニエ号を積極的に派遣して、高齢ドライバーに対する参加・体験型の交通安全教育を推進する。

エ 高齢ドライバーによる交通事故防止を図るため、自動車教習所において「安全運転ドック」を開催し、交通安全意識の高揚を図る。

オ 高齢者講習や認知機能検査に関する正しい理解と運用が図られるよう、高齢ドライバーに対する広報・啓発活動を積極的に推進する。

(11) 夜行反射材等の普及対策

各種の交通安全活動を通じて積極的に反射材等を配布するなどして、その効果を体験させるほか、高齢者交通安全教室や交通安全大会等の各種イベント会場において体験コーナーを開設するなど、夜行反射材やLED安全ライト等の使用・普及を図る。

2 交通事故相談活動

栃木県交通安全活動推進センター（当協会事務局内）に、「交通事故相談所」を開設し、交通事故相談員による面接相談、電話相談等に応じる。

3 安全な交通環境対策活動

(1) 駐車・規制・道路使用に対する広報啓発

道路における車両の駐車、交通規制、道路の使用に関する事項についての照会、相談に応じると共に、これらの事項に関する広報、啓発活動を積極的に推進する。

(2) 迷惑駐車・道路不正使用の防止に関する広報啓発

道路における適正な車両の駐車、道路の使用についての広報、啓発活動を積極的に推進する。

(3) 信号機付加装置の設置

視覚障害者用信号機付加装置を設置して、交通弱者に優しい交通環境の整備を図る。

(4) 夜行反射材の貼付

道路のカーブ等の危険箇所及び路上工作物（電柱）等に夜行反射材を貼付し、安全で円滑な交通環境の整備を図る。

(5) 歩道上の駐輪防止対策

自転車利用者のマナー向上と無灯火運転の防止、歩道上の駐輪防止等を広報し、安全な交通環境の保全に努める。

4 栃木県及び民間団体の交通安全活動に対する支援

栃木県及び民間団体が行う交通安全大会、交通安全キャンペーン等の交通安全活動を支援すると共に、(一財)全日本交通安全協会、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車連盟等が主催する各種講習会及び講演会を積極的に支援する。

5 栃木県地域交通安全活動推進委員協議会連合会に対する支援

地域交通安全活動推進委員協議会の効果的な活動に資するため、随時、各地区委員に対する研修会を開催するほか、同協議会の活動重点等に関する連絡調整を行う。

第4 表彰

交通安全思想の普及啓発を目的に、交通安全功労者・優良運転者等を対象として、栃木県警察本部長・当協会長連名の表彰、その他、全国及び管区表彰を上申する。

1 栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会長連名表彰 (平成 31 年 10 月 29 日)

交通安全功労者・交通安全功労団体・優良運転者 (40 年・30 年・20 年)

2 各種表彰の上申

(1) 全国表彰

ア 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰

交通安全栄誉章緑十字金章・同緑十字銀章

イ 全日本交通安全協会長表彰

交通安全栄誉章緑十字銅章・交通安全優良団体・交通安全優良事業所

交通安全優良学校・優良交通安全協会・優良二輪車安全運転指導員

(2) 管区表彰

ア 関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰

交通安全功労者・交通安全功労団体・交通安全優良事業所

優良交通安全協会・優良運転者

イ 関東交通安全協会長表彰

優良職員

(3) 栃木県知事表彰

交通安全対策功労者・交通安全対策功労団体

第5 関連団体の事業に対する助成・支援

県内における交通道德の向上と交通事故の防止という公益目的事業を推進する地区交通安全協会及び同協会女性部連合会等の支援を実施する。

1 地区交通安全協会に対する助成・支援

活動自体を積極的に広報すると共に、活動経費の助成及び交通安全運動用ポスター・キャンペーン用品、交通安全広報(教育)車、広報活動用テント、その他の活動用資器材を配付して支援を行う。

また、栃木県地区交通安全協会女性部連合会の活動を支援するために、各種研修会等の開催支援を行う。

2 その他の関連団体に対する助成・支援

下記団体の適正な業務の推進に資するため、活動経費の一部を助成すると共に、

各種会議、研修会の開催等に関して支援する。

- (1) 栃木県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
- (2) 栃木県二輪車安全運転推進委員会
- (3) 栃木県自転車安全教育推進委員会

第2章 受託事業

第1 業務受託事業

1 栃木県からの受託事業

- (1) 交通安全教育業務（マロニエ号）
- (2) 運転免許更新情報提供事業
- (3) 免許関係業務
- (4) 更新講習（優良・一般・違反・初回）業務
- (5) 原付講習業務
- (6) 停止処分者・違反者講習業務
- (7) 自動車保管場所現地調査及び入力・標章作成業務
- (8) 道路使用許可調査業務
- (9) 高齢者講習業務

2 その他の受託業務

- (1) 地区交通安全協会事務
- (2) 地区安全運転管理者協議会事務
- (3) （公財）日本交通管理技術協会事務

第3章 各種自主事業

第1 交通安全思想の普及・啓発用品等の斡旋販売事業

- 1 県、市町、教育委員会、小学校等の公的機関や運輸・物流業界等に対して、交通安全思想の普及、啓発に供する資料、物品等の斡旋販売を行う。
- 2 高齢者や子ども向けの反射材、自転車通学の中学生を対象とした自転車用ヘルメット等の交通安全用品を幅広く紹介して、その斡旋販売を積極的に進める。

第2 自動車教習事業

当協会直営の「栃木県自動車学校」及び「栃木県西那須野自動車学校」において、初心運転者の養成と免許取得者等に対する訓練、講習等を実施すると共に、障がい者や高齢者に特化した教習を推進する。

第3 その他協会の目的達成に必要な事業

証明写真撮影事業、県証紙売り捌き事業等を適正かつ効果的に推進して収益の強化を図る。

第4章 各種会議等

第1 理事会等

1 理事会

3月に臨時理事会（事業計画・予算）を、5月に定時理事会（事業報告・決算）を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

2 評議員会

6月に定時評議員会（事業報告・決算）を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

3 監事会

5月に定例の監事会を開催する。

4 正副会長会議

3月、5月に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5 所管する機関・団体の会議

所管する機関・団体が開催する定例又は随時の会議に積極的に参加し、協力連携して業務を適正かつ円滑に推進する。

第2 組織の活性化等

1 各部門との連携強化

- (1) 一般財団法人としての当協会の組織体制の強化を図る。
- (2) 組織内の意思統一を図り、適正かつ効率的な業務推進に資するため、定例の部課長等会議を開催するほか、部課長・支所長等会議を適宜開催する。
- (3) 競争入札及び当協会への入会率の向上等の重要な事業に対しては、必要に応じて事務局内に「専門部会」を設置し、組織を挙げて対応する。

2 地区交通安全協会との連携強化

業務の各般にわたり、地区交通安全協会との連携を強化すると共に、「地区交通安全協会会長会議」の開催を支援する。

第3 職員の資質向上

職員を、内外の各種講習会、研修会等に積極的に参加させ、業務の推進等に必要知識、技能を習得させて資質の向上を図る。